

整理番号	意見・質問等（題名）	（内容）	【回答】	担当課
1	普通河川井桁川の環境美化について	<p>【要望】 普通河川井桁川は、二級河川北浜川の派川として刈宿町南側から巨海町西側を通って寺津漁港に至る延長約1,300mの河川です。このうち、寺津漁港から巨海町西側の延長約460mの区間には、右岸沿いに多くの住宅が建っています。また、この区間は、地元からの要請を受けて平成19年から21年の3か年をかけて、市が環境美化工事（ヘドロ除去工事）を実施し、現在の低水路と両側に高水敷がある構造の河川となっています。</p> <p>この工事が終わってから10年以上が過ぎ、現在の河川の状況から2点お願いしたいことがあります。</p> <p>1点目は、高水敷の雑草の草刈りです。地元では工事が終わった翌年の平成22年から30年まで清掃活動としてボランティアで、毎年7月に高水敷の草刈りを行ってきましたが、参加者の高齢化、熱中症の不安などから令和元年に清掃活動を廃止しました。そのため、高水敷の雑草は、夏場には背丈以上に繁茂し、花粉の飛散や蚊などの発生源となっており、冬場は枯れ草の火災を心配する声が多く寄せられています。現在、市において年1回の草刈りを実施していただいておりますが、年間を通じての草刈り（年2回）をお願いします。</p> <p>2点目は、低水路のヘドロの除去です。この河川は、巨海排水樋門から寺津漁港に排水できるようになってはいますが、漁港内への土砂などの流入被害の恐れもあり閉鎖されており、水の流れがなくヘドロが堆積しやすく、川の水はよどんでいて、魚も住めない状況です。10年以上前に環境美化工事を行っていただきましたが、このような状況から再びヘドロが堆積しておりますので除去をお願いします。</p>	<p>地域住民の皆様におかれましては、これまで井桁川の清掃活動にご協力いただき大変感謝しております。</p> <p>本市にて管理しております河川の草刈につきましては、限りある予算の範囲内で行っており、年1回の要望にもお応えできていない箇所もございますので、現在のところ年2回の実施につきましては大変厳しい状況にあります。</p> <p>井桁川の草刈につきましては、工事要望により例年秋ごろに実施しておりますが、今後においても現状を踏まえながら実施時期を調整するなどして適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、ヘドロの除去につきましても同様に、現地の状況確認を行ったうえで、実施を検討してまいります。</p> <p>なお、河川愛護活動制度を活用した清掃活動ボランティアを継続して行っている河川もございますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。</p>	河川港湾課
2	寺津八幡社北交差点の信号機設置について	<p>【要望】 平成29年度「市長と語る市政懇談会」に要望として提出した件について、再要望します。</p> <p>国道247号と寺津八幡社北の市道との交差点を渡るのに、平成29年当時より、通行車両が非常に多くなっており、とても危険を伴います。特に交通弱者と言われる学童、高齢者の方は一層感じています。</p> <p>かねてより校区の要望事項としてお願いしております。市担当者及び関係者にはご努力を頂いてきておりますが、未だに信号設置まで至っておりません。市担当者から問題点（歩行者の滞留スペース等の確保等）の説明を受け、十分に理解しておりますが、危機が迫っています。</p> <p>現在、交差点周囲の民家が撤去され更地化しており、地権者の同意が得られやすい状況でもあると思っておりますので、寺津町として町民の安全のために早急の信号機の設置を望みます。</p>	<p>寺津八幡社北交差点の信号機設置につきましては、前回の令和元年度市政懇談会におきましてもご意見をいただいております。交差点北側の東西角地が更地となり、状況に変化もあったことから、「信号設置に向けた協議を進めてまいりたい」と回答しております。</p> <p>その後、愛知県公安委員会と協議を行い、令和3年3月において「現地での交通量調査の結果、交通が集中する通勤ラッシュの時間帯であっても、一時停止規制で交通整理ができていない状況であることから、必要性は低いと判断します」との結果が示されています。</p> <p>また、信号機を設置する場合における問題点として、現況の用地では信号柱が車道に設置となること、仮に交差点の隅切り部分であっても交差点直近となるため建柱位置として不適であることから、安全性などを考慮して車道と分離された部分への設置が望ましいとされており、歩道設置などの用地確保も必須となっております。</p> <p>これにより、交差点に隣接する地権者の用地協力が必要となるほか、近接しております住宅などの出入りにも障害がでる可能性があります。</p> <p>以上のことから、現時点における信号機設置は厳しい状況にありますが、協議結果の中には、「今後において交通量の変化等により、信号機による交通整理の必要性が高まることも考えられるため、継続的に協議されたい」との意見もありますので、交通量などの変化を注視し、必要に応じて交通量調査を実施するなど、今後におきましても継続的な協議を行ってまいりたいと考えています。</p>	土木課

12/16 寺津地区 令和4年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧 [事前提出分]

整理番号	意見・質問等（題名）	（内容）	【回答】	担当課
3	西尾市市民活動総合補償制度（保険）の適用について	<p>【要望】</p> <p>巨海町の5町内会は夏祭りでの、大人や子どもが参加して神輿を町内巡航することによって「厄災除けや疫病退散」を願う行事を、住民による住民のための巨海町大字の町内行事として伝統的に行っています。</p> <p>神道を信じる・信じないに関わらず、地域活性化・地域振興のための伝統行事として、地域の皆さんは子供会も含めてこの恒例の夏祭りに参加して応援してくれています。</p> <p>この行事の始まりは神社信仰であったとしても、現在の神社は地域の祭りを行事として皆で行うための単なる地域的シンボルであって、夏祭り参加者には宗教活動などという意識はまったく無く、むしろ町内行事の中のイベント活動として取り組んでいます。夏祭りは脈々と受け継がれてきた地域愛の象徴であり、町内会活動として地域住民のための娯楽的行事であり、地域文化・伝統の大切な継承活動となっています。そのため大字町内会として予算を計上して祭りに欠かせない楽人を養成するために子供楽人の募集をして良き地域文化と伝統の継承に努めています。</p> <p>学校教育でも地域の文化と伝統の理解と継承者の要請を地域活性化とSDGsの理念のもと、学習指導要領に取り入れています。以上のことから、現在行っている町内の夏祭りを、地域振興の推進と地域の文化・伝統を守る町内会行事と位置づけて、本町内行事参加者は西尾市市民活動総合補償制度（保険）の適用対象者となるものと巨海町大字5町内会を考えます。</p> <p>なお、巨海町（約600戸）は巨海町大字費として祭礼費を任意に集めています。巨海町の夏祭りは宗教活動とはまったく無縁の夏祭りです。町内活動としての夏祭りであるとの認識に立っています。</p> <p>この夏祭りが本補償制度が対象としている地域社会活動の町内会活動ではなく、宗教活動であるという見解を示す地域つながり課に対して、巨海町大字5町内会は異議を唱えるとともに、即刻の当見解の撤回を求めます。</p>	<p>日ごろから活発な町内活動にご尽力いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>市民活動に対して万が一、事故やケガなどが発生した場合の補償として、西尾市市民活動総合補償制度を設け、市内に所在する市民活動団体やボランティア団体の活動中の様々な傷害事故や賠償責任事故を補償しています。</p> <p>その制度の中で、政治・宗教又は営利を目的とする活動は対象外であると定めています。</p> <p>近年では、地域の社寺の祭りから宗教色が薄れ、地域のイベントとして開催するなど形態が変化していることは承知していますが、近隣市も含めまして、神社やお寺などの行事は、保険会社の審査により保険の対象外としていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	地域つながり課

整理番号	意見・質問等（題名）	（内容）	【回答】	担当課
4	産業廃棄物最終処分場建設反対の署名について	<p>【質問】 西尾市内に民間の産廃最終処分場建設を許可しないことを求める要望書に、自分の住んでいる町内の人達に署名をしてもらいました。しかし、4月29日の新聞記事には事業者は産廃処分場撤回を検討し、併せて残土処分場としての活用を検討しているとありました。この事業者は産廃処分場建設計画の撤回を正式に表明したわけではないのですが、住民の中には、もう署名をしなくてもいいのではないかと感じている人もいます。署名活動が始まり、対抗策として事業者が残土処分場の検討を持ち出した、つまり産廃処分場建設反対の署名を出させないための方便として残土処分場を持ち出したと十分考えられます。この事業者の動きを受けて、市としてどのような対応をしていますか。そして、今後どのような対応をしていきますか。</p>	<p>三河湾沿岸域における産業廃棄物最終処分場建設計画に反対する市民団体「産廃建設阻止！西尾市民会議」の活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。 まず、これまでの状況について簡単に説明をさせていただきます。 4月下旬に公表させていただいた事業者の動きにつきましては、ご質問のとおり、一色町生田地区で産廃最終処分場建設を計画している三重県の事業者が、産廃最終処分場の設置を見直し、残土処分場の設置を検討しているという内容です。 その後、8月上旬にも事業者の動きに関して公表させていただきました。その内容は、産廃処分場建設計画をとりやめて、既存の堤防の高さ程度まで残土を利用して整地し、太陽光発電施設の設置を計画するというものです。これらの事業者の方針につきましては、市としましては、あくまでも、決定ではなく、検討段階として市に示されたものと判断しています。 続きまして、ご質問の1点目、「この事業者の動きを受けて、市としてどのような対応をしているか」ですが、まず、4月上旬に公表させていただきました、事業者が「残土処分場」への事業転換を検討し、市有地の払下げなど市に協力を求めていることに対して、市は文書で「産廃処分場建設計画の撤回表明を求めること」や、「残土処分場に関しては、地元住民や地場産業関係者等の理解が得られない限りにおいては進められるべきではないこと」、また「市が事業者と協議して方針を決定していくことはできないことや、市は積極的に協力する関係にはないこと」を回答しています。 また、8月上旬に公表いたしました、事業者が海岸堤防の高さ程度まで残土を利用して整地し、太陽光発電施設の設置を計画することに対して、市は文書で「市民の安全安心を確保するために、産廃処分場建設計画及び残土処分場計画の撤回表明を公式な場で行うこと」、また「撤回表明が行われない限り、太陽光発電計画等の調整は進められるべきではないこと」を回答しています。 こうした市の方針につきましては、産廃処分場問題などの環境問題に詳しい顧問弁護士と協議しつつ検討していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 なお、事業者の動きや市の方針については、市議会への報告とあわせて市民団体や愛知県漁業協同組合連合会などの関係機関との情報共有を行うとともに、広報にしお8月号への掲載や代表町内会長会議等において状況報告を行っています。 次に、2点目の「今後どのような対応をしていくか」ですが、市としましては、市民の皆様の安全安心を確保するため、引き続き産廃処分場建設計画及び残土処分場計画の白紙撤回を求めてまいります。</p>	環境保全課

12/16 寺津地区 令和4年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧 [事前提出分]

整理番号	意見・質問等（題名）	（内容）	【回答】	担当課
5	西尾市出身の芸術家の総合記念館（美術博物館）の建設について	<p>【要望】 2022年5月13日（金）に NHK総合テレビの東海ど真ん中で「現代詩の長女・茨木のり子」が放映されました。1月19日（水）には NHK のクローズアップ現代でも茨木のり子は取り上げられています。茨木のり子（1926～2006）は日本を代表する詩人の一人で、作品が国語の教科書にも載っています。地元の西尾高校の前身の西尾高等女学校の卒業生です。先の見通せない時代を生きる現代人の心を捉えて離さない存在としてますます注目されています。代表作は「自分の感受性くらい」「倚りかからず」「対話」「時代おくれ」「落ちこぼれ」などです。</p> <p><西尾市の生んだ作家・詩人・彫刻家・画家たち> ・茨木のり子（1926～2006）詩人 ・尾崎士郎（1898～1964）作家。代表作は「人生劇場」。 ・山本眞輔（1939～）彫刻家。日本芸術院会員、日展理事。代表作は「祈り」、「生生流転」（日本芸術院賞）、「森からの声」（日展内閣総理大臣賞）。 ・斎藤吾朗（1947～）画家、版画家。「赤絵」という作風で知られる。 ・加古千恵子（1948～）画家。教育美術展「大潮会」主宰。愛知文化芸術選奨受賞。</p> <p>近隣の市には美術館や資料館がありますが、西尾市には尾崎士郎記念館しかありません。西尾市を抹茶やうなぎだけではなく、立派な文化の香りの溢れる西尾市にするために、これら西尾市の生んだ芸術家の資料や美術作品を展示できる総合記念館（美術博物館）の建設を西尾市として是非とも実現していただきたいです。</p>	<p>優れた文化や地域の歴史に触れる機会を市民に積極的に提供していくことは大切であると市としても考えています。一方で市民の皆さんの寄付による美術博物館建設基金は未だ建設に至る金額にはほど遠い状況です。</p> <p>また、すでに当市には登録博物館の岩瀬文庫はじめ、市資料館、一色学びの館、尾崎士郎記念館、文化会館ギャラリーなどの展示施設を有しており、財政状況の厳しい現時点においては、市の財源で新たな美術博物館を新設することは難しいと考えています。</p> <p>なお、市ではこれまでも、岩瀬文庫において茨木のり子氏の特別展を開催し、また昨年度は幡豆ふれあいセンターで山本眞輔氏の彫刻を50体展示した「山本眞輔彫刻展～祈りのかたちを求めて～」を開催しました。今年度も、11月25日から12月10日まで、昨年とは異なる新たな53体の彫刻展を行い、山本氏による展示解説や講演会などとも併せ、多くのお客様にご来場いただいたところです。</p> <p>このような形で既存の施設を活用し、今後も折に触れ西尾市ゆかりの文化芸術作品を観覧いただける機会を提供してまいります。</p>	文化財課